No.
名紙 一備新聞 正9年4月28日

淺原鑛三郎外六十四名の
豫審終結決定
八幡製鐵所第二回盟休事件

今市東町職工 岡本 辰藏『三三』
今市枝光町職工 木下 慶久『三三』
今市鉄管町職工 藤井 忠『三二』
今市枝光職工 小山 應雄『三〇』
今市曙町仝 馬場 七郎『三三』

を上京せしめ要求の貫徹を圖り一面被告加藤勘十の來幡を促し同人をして會を統轄せしむる事となり二月十日淺原鑛三郎工藤勇雄の兩名を勞友會

▲代表者として 友愛會代表者藤田俊次郎及木村銈吉と共に上京せしめ且つ被告勘十の來着を待受け二月十一日勞友會評議員會を開き同人を會長代理に推選したるを以て勘十は之を諾し被告森重省一及友愛會九州出張所庶務係藤岡文六等と計り屢演説會を開催し一般職工に氣勢を添へ或は製鐵所當局に對し解決を迫る等專ら勞友會の爲め

▲盡力し居る中 前記上京委員四名が二月十六日農商務大臣と會見の結果要求の採否は主として製鐵所長官の職限に屬する事を聞知し木村銈吉を滯京せしめ被告淺原鑛三郎工藤勇雄藤田俊次郎の三名は急遽歸幡したるに付き二月二十日相携へて製鐵所に長官を訪問したる處已に上京後にして要領を得ず其の翌二十一日夜に至り銈吉より談判破裂の電報到着したるを以て被告淺原鑛三郎は再び同盟罷業を

▲斷行して

十四日同盟罷業決行の議を諮り殊に被告伊三郎は右委員等の前に於て拳骨を打振之ぞと言ひ暴行の意を以かし自ら率先して事を起し群衆を指揮するに付き手段を選ばず職工を驅出し罷業を斷行せん事を力説し被告森安國平仲宇一黑野貞幹川合徳…野倉吉疋田徳次郎松川米太郎…丸九八等は被告伊三郎及び勇雄等に於て暴行を脅迫に訴へ騷擾を

▲惹起する も決意ある事を推知しながら之に加擔し各自應分の援助を約し又被告淺原鑛三郎加藤勘十は同夜來會の友愛會幹部員なる藤田俊次郎藤岡文六光吉悦心淺谷廣…等と共に裏四疊半室に退き被告鑛三郎より右友愛會員に對し同盟罷業に付き援助方を懇請し…たるに被告光吉悦心藤岡文六…は二十二日友愛會九州出張所に於ける

▲會合の際 主張したる處を固持し躊躇したる被告鑛三郎及び勇雄は秘密…處あるに因り翌二十四日決行の外なしと主張し被告伊三郎は評議員及び委員等も全部賛成し急々明日實行する事となりたるに付萬事自分へ一任し呉よと申出で

▲殘留せる 職工職夫等に對し投石又は脅迫をなし正午過頃迄に殆ど全職工及職夫は構外に退散するに至りために製鐵所をして計金四十五萬圓内外の損害を蒙らしめたるものなり 以下省略

▲以上の各 事實は其の證憑十分なるを以て刑法第百六條第二號に各該當するを以て刑事訴訟法第三百六十七條第一項に則り福岡地方裁判所小倉支部の公判に附すべく被告…が大正九年二月二十四日八幡製鐵所に於ける騷擾の際率先助勢…證憑不十分な…